

第3章 競争法

2015年は、前年に続き外国企業に対しても独占禁止法および不正競争防止法に基づく執行が行われた。まず、カルテルに関しては自動車部品業界および海運業界等でのカルテルおよび再販価格の拘束に関して処罰した案件があり、また外国企業による知的財産権の行使に関連して市場支配的地位の濫用であるとして処罰された案件があった。また、独禁法の具体的な運用を規定するガイドラインの意見募集稿が次々と公布されている。M&AおよびJV設立等の際に必要な商務部に対する事業者結合の届出については2014年に導入された簡易手続の影響等により届出案件が全体として増加し、日本企業絡みの案件も増加した。さらに、商業賄賂の摘発については華東地域を中心として地方の工商行政管理局による執行が引き続き行われている。

カルテル・再販価格拘束に関する事案

中国では価格に関する独禁法違反行為については国家発展改革委員会(NDRC)が、非価格関連行為については工商行政管理局(SAIC)が執行している。2015年には、カルテルについて、NDRCが日系3社を含む海運大手8社に対する調査を行い、リーニエンシー(自主的な申告による処罰の免除・軽減の申請)の申請を行った1社を除き合計75億円の制裁金を課し(12月)、また、日中合弁の自動車メーカーおよびそのディーラー17社に対してもカルテル等による制裁金を課した(9月、なお、同案件は再販価格拘束事案でもある)。その他、中国系テレコム会社、中国系保険会社等の価格カルテル案件でも処罰が行われた。再販価格拘束に関しても外資・内資系企業ともに複数の処罰が行われた。一方、SAICについても地方の工商行政管理局を中心として、市場支配的地位の濫用による処罰、共同ボイコット等の非価格カルテル案件の処罰を行った。いずれについても2014年より案件数は落ち着いているが、価格カルテルに関してはリーニエンシーの運用が定着したようである。SAICの調査に対して調査協力を拒絶したことが原因で中国企業に対して処罰を行った事例が出た(2015年7月)。なお、2016年2月にリーニエンシーおよび承諾による調査中止に関するガイドラインの意見募集稿が公表されている。

知的財産権の濫用による独占禁止法違反事案

NDRCは、クアルコムがCDMA等の無線通信標準必須特許ライセンス市場等で支配的地位を濫用し、不公平・高価格な特許ライセンス費用を徴収したとして、約61億元(約

1,150億円、同社の2013年の中国売上の約8%)の制裁金を課した。本件は、有効期間が経過した特許のライセンス実施、無償のクロスライセンスの要求、特許の抱き合わせライセンス等を問題視したものであるが、知的財産権ビジネスに大きな影響を及ぼした。なお、2015年12月から2016年2月にかけてNDRCおよびSAICが相次いで知的財産権の行使が独禁法違反となる場合についてのガイドラインの意見募集稿を公表しており、その動向を注視している。

事業者結合案件の推移

企業の買収・出資やJVの設立を行った場合、双方当事者に一定の中国・世界における売上高がある場合、中国での商務部に対する事業者結合の届出が必要になることがある。届出は結合行為の前の事前届出制であり、また独占禁止法上の問題がある場合には、禁止決定や、承認されるとしても一定の条件を付されることがある。2015年は314件の審査の決定が出され、2014年の236件に比して大幅に増加した。2015年の案件のうち約25%程度が日本企業に関係する案件であったと思われるが、これは日系企業に関する案件数が減少したのではなく(むしろ増加している)、中国企業間の結合案件での届出が大幅に増加したことによる。また、事業者結合の審査に要する時間については全般的に引き続き長時間を要するものの、2014年5月に導入された簡易手続により、独占禁止法上影響の少ない類型の結合案件(例:中国国外でのJV設立案件で中国に対する輸出等を行わない案件、中国でのシェアが著しく低い場合等)については、審査期間の延長が原則として行われないなど、安定的な運用が行われている。

商業賄賂案件に対する執行

典型的には、民間企業同士の取引における買主の購買決定権者個人に対するキックバックの授受などが商業賄賂であるが、法律上の定義はこれよりも広く、およそ商品・サービスの対価以外の物品又は金銭の授受は、一定の条件を満たす値引き、コミッションおよび付随的贈与を除き、原則として不正競争防止法の網にかかる。2015年には、特に華東地域での執行が多く、日本企業を含む外資企業に対する処罰案件も多く見られる。商業賄賂の形態としては、現金・買い物カードの提供という単純なケースの他、企業間でのリベート授受が不適切であるとして処罰されるケースも相当数存在する。

<建議>

<独占的協定>

- ① 独占禁止法第13条（水平的協定）および第14条（垂直的協定）に関して、具体的に一般的に許される場合と許されない場合の境界線が明確化されておらず、不透明である。価格独占の禁止に関する規定、工商行政管理機関の独占的協定行為の禁止に関する規定等の法令もあるが詳細ではなく、行動指針としては不十分であり、さらにガイドライン等を公布することにより明確化することを要望する。
- ② 独占禁止法第17条（市場支配的地位の濫用）の規制における詳細なガイドラインが存在せず、違法となる場合の境界線が不透明となっていることが、当局の裁量を大きくし、企業の行動上の障害となっている。行動指針としては不十分であり、ガイドライン等を公布することによる明確化を要望する。
- ③ 2015年4月7日に国家工商行政管理総局が「知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為の禁止に関する規定」を公布し（同年8月1日）、また、2015年12月31日に国家發展改革委員会が「知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン」（中国語：关于濫用知识产权的反垄断指南）の意見募集稿を公表した。これらは知財の権利行使と独占禁止法への抵触を検討する際の重要な指針となるべきものであるが、判断基準が極めて不明確であり、実際の執行において当局の裁量を著しく大きくする懸念がある。また、FRAND宣言をしていない標準必須特許にFRAND条件でのライセンスを強制している等の問題があり、知的財産の保有者の権利行使が不合理に制約される可能性がある。世界各国の法令の制定および運用を踏まえて整合的な法令およびガイドラインを制定することを要望する。
- ④ 調査手続において、調査対象当事者からの調査協力においても、他の主要各国では認められている口頭報告が認められず、書面での提出が必要となる。その結果、米国民事訴訟でのディスカバリーの対象となり得るため、十分な調査協力を躊躇することがある。他の主要各国と同様、口頭報告を認める運用とすることを要望する。
- ⑤ 行政調査手続について、当事者の陳述、弁明の機会が実質的にも保護されるように法令を改正し、また実質的に運用することを要望する。例えば、価格行政処罰手続規定30条では、事前告知書を受領してから暦日で3日以内に申し出なければならないなど、機会付与の期間が非常に短く設定されているが、特に外国企業の場合は翻訳を踏まえて検討し、弁護士と相談をする必要があり、対応は著しく困難である。
- ⑥ 制裁金の算定方法に関するガイドラインが存在せず、当局の裁量が大きいため、企業にとって行

為が違法となる場合の金額的なインパクトを予測し難い。制裁金額の予測は、企業が当局に対し自主申告を行うかどうかの判断においても重要であるため、ガイドラインの公布や前例における算定方法の公表等を通じた透明化を要望する。

- ⑦ 処罰事案について、公表の程度が案件ごとに異なり、特に地方レベルの処罰事案については未公表事案も多いように見受けられる。制裁金などの処罰が課された事案については社会の関心も高いため、処罰に至った理由も含め、積極的かつ公平に公表を行うよう要望する。
- ⑧ 世界的な案件においては、外国企業の委託する外国法律事務所の弁護士の関与が必須であるところ、中国の当局の運用上、中国弁護士と共にであっても、ヒアリング等への同席が認められないことが往々にしてある。諸外国との運用の統一性の観点からも、同席を認める運用とすることを要望する。

<事業者結合>

- ① 事業者結合の届出における簡易手続に関連する法令において明確にされているように、中国国外における結合行為で中国市場に全く影響がない場合（例：外国での外国企業同士の合弁会社設立において合弁会社が中国向けの輸出を全く想定していない場合）でも、中国での届出が義務づけられている。他の主要各国においてこのような不合理に広範囲な法規制は見当たらず、中国の法規制は過大な負担を特に外国企業に対して強いている。この点については、中国市場に全く影響がないような取引類型を届出の対象となる取引から除外する例外規定を設けるなど、一定の法制度の改善を行うよう要望する。
- ② 届出の要件とされる「結合」の要件が極めて不明確であり、事業者側の判断が困難となるケースがある。特にマイノリティー出資の場合の届出義務の有無に関するガイドラインを早急に公布することを要望する。
- ③ 企業が届出基準に達するか否かを判断する際に、届出が必要な場合は網羅的に広く記載されているが、一方で届出が不要な場合の基準は触れられていないため、世界的にも通用するような「セーフハーバー・ルール」の導入を要望する。
- ④ 事業者結合の届出において、書類の提出から正式な立件までの期間がケースによって異なり、また長すぎる。確かに簡易届出制度の実施と事例の蓄積により若干迅速化してはいるものの、同一案件での世界各国での届出の際に中国での届出のみがスケジュール上遅滞することが往々にしてあるため、さらなる運用の改善を要望する。
- ⑤ 中国企業間の事業者結合については、結合後の国内シェアが極めて大きくなって承認されているケースがあり、根拠規定や市場の範囲の取り方等その判断基準が不透明であるとともに、結

果として、独占・寡占が進むことにより当該分野における中国国内市場への参入障壁が高まることにもなる。そのようなケースにおいては、企業結合審査の透明性向上の観点から、独占禁止法上の適応の考え方について公表することを要望する。

- ⑥一部業種については国家安全審査を受ける必要があるが、対象業種、審査認可プロセスが不明確であり、かつ審査期限も引き続き明確ではない。対象業種や審査プロセスを明確にすることを要望する。
- ⑦事業者結合規制を遵守していない事業者に対する処罰事例が公表されたが、事業者結合規制を遵守していない事業者に対する処罰のさらなる徹底および処罰事例の公表の拡大を要望する。

<商業賄賂>

- ①商業賄賂規制の基本法である不正競争防止法は極めて曖昧な文言であり、これを明確化するガイドラインを公布するよう要望する。特に代理店経由での販売につき、簿外での資金処理や不適切な会計科目による処理は違法となり得るとしても、帳簿への記帳が正しくなされているにもかかわらず、不正を認定する場合がある。企業としての販売促進行為の中で過度の景品等の付帯的贈与は一定程度規律されるべきであることは理解するが、どこまでであれば合法とされるのか明確ではなく、当局の裁量により処罰が行われうる仕組みとなっているため、改善を要望する。
- ②反不正競争法や商業賄賂行為禁止に関する暫定規定は、文言上、一定の条件を満たす値引き、コミッションおよび付帯的贈与を除き販売に伴う一切の物品・利益の提供が違法とされる余地があり、また取り締まり実務においても担当官からそのような発言がなされる場合がある。企業の経済活動を過度に萎縮させないため合理的な利益提供を適法化する法令改正を行うべきであるし、少なくともガイドライン等により取り締まり当局の運用を可及的速やかに明確化することを要望する。
- ③商業賄賂と認定された場合に没収される「違法所得」の内容を明確化することを要望する。違法所得の認定は「工商行政管理機関行政処罰違法所得認定弁法」に基づき行われていると思われるが、同弁法が典型的に想定している製造・販売・サービス提供それ自体が違法である場面と異なり、商業賄賂事案では販売行為自体は適法であることを踏まえて行われるべきであり、商業賄賂行為によって増加した売上が何であるかを画することなく単純に違法所得の認定を行わないことを要望する。